

旧宮崎市域版



旧宮崎市南部・佐土原町・田野町・高岡町・清武町域の収集日程は掲載されていません。各地域版の収集日程表で確認してください。

北部

大淀川から北側の地域

平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）

家庭ごみ・資源物収集日程表

正しく分別し、収集日の朝8時30分までに決められた場所に出しましょう



もう一度確認を！



プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装の品質が低下しています

4つのルールを守って出しましょう

① プラマークを確認

② きれいなものだけ

③ 二重袋にしない

④ 透明又は中身が確認できる半透明無色の袋



※プラスチック製容器包装とは、中身を出したり使ったりすると不要になるプラスチック製の容器や包装です

アプリさんあ〜る®配信！

平成30年3月1日よりスタート

分別方法が手軽に検索できる！
収集日を知らせてくれる！

1. App StoreまたはGoogle Playで「さんあ〜る」と検索
2. 下記QRコードからダウンロードする



■アプリのダウンロード



お問い合わせ先

宮崎市コールセンター TEL 25-2111

(宮崎市の市外局番は0985です)

■受付時間

月～金曜日(祝休日を除く) 午前8時～午後6時

■受付内容

ごみの分別や収集日程に関すること
粗大ごみ収集の申し込みに関すること
道路上の犬・猫などの動物の死骸に関すること



※このほかにも、市の制度や手続き、施設の利用案内など、業務全般のお問い合わせに対応します。

ごみ集積所について

ごみ集積所は自治会の管理となっています。
ごみ集積所については、近隣の方やお住まいの地域の自治会にお尋ねください。

その他、家庭ごみ全般に関すること

環境業務課 TEL 21-1762

南部事務所 TEL 51-2052

家庭ごみの直接搬入について(有料)

エコクリーンプラザみやざき TEL 30-6511

(公益財団法人 宮崎県環境整備公社)
宮崎市大字大瀬町字倉谷6176番1



家電リサイクル法対象品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機・洗濯機)、パソコンは搬入できません。

■受入時間

- ・月～土曜日(祝休日を除く) 午前8時半～午後5時
- ※月曜日が祝休日の場合は午前8時半～11時半まで
- ・毎月第3日曜日 午前8時半～12時、午後1時～5時



※燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみは有料ですが資源物(プラスチック製容器包装、ペットボトル、缶・びん、古紙・古布等)は無料で持ち込めます。
※古紙は宮崎地区製紙原料直納協同組合(Tel 39-2110)にも持ち込めます。

◆台風等の災害時や年末年始の収集について

自動音声の専用電話(Tel 27-3588)で確認できます

なお、台風等の災害時には、MRT宮崎放送・宮崎ケーブルテレビのデータ放送や市のホームページなどでも収集の確認ができます。

| 収集区域（区域表示は通称を使用している場合があります） | 燃やせるごみ | 燃やせないごみ・金属類 | プラスチック製容器包装 | ペットボトル 空き缶・空きびん | 古紙・古布 | その他資源物 (蛍光灯・乾電池など) |
|---|--------|-------------|-------------|--------------------|-------|-----------------------|
| あ 青葉町①（大島通線より西側） | 月・木 | 第4火 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第3水 |
| 青葉町②（一ツ葉通りより北側で、大島通線より東側） | 月・木 | 第4金 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第3水 |
| 青葉町③（一ツ葉通りより南側で、大島通線より東側） | 月・木 | 第1水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第4金 |
| 旭1丁目、2丁目 | 月・木 | 第1水 | 火 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第3火 |
| 吾妻町 | 月・木 | 第3金 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第2火 |
| 阿波岐原町①（村角山崎線より北側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| 阿波岐原町②（村角山崎線より南側で、下北方通線より北側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第1・3月 | 第2・4月 | 第3月 |
| 阿波岐原町③（下北方通線より南側で、山崎通線より西側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第2・4木 | 第1・3木 | 第4木 |
| 阿波岐原町④（下北方通線より南側で、山崎通線より東側） | 火・金 | 第3水 | 月 | 第1・3月 | 第2・4月 | 第3月 |
| い 池内団地（県住、市住） | 月・木 | 第2金 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第4火 |
| 池内町 | 火・金 | 第2水 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| 一の宮町 | 月・木 | 第4火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第3金 |
| 糸原 | 月・木 | 第4水 | 火 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第1火 |
| う 浮城町①（北権現通りより北側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第3木 |
| 浮城町②（北権現通りより南側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第1木 |
| 瓜生野の一部（下畑を除く） ※下畑は「広原」に含む | 火・金 | 第4水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第3木 |
| え 永楽町 | 月・木 | 第3金 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第2火 |
| 江平町1丁目①（1番地、2番地） | 火・金 | 第4月 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第1水 |
| 江平町1丁目②（3番地） | 火・金 | 第4月 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第1木 |
| 江平中町①（1番地～6番地） | 火・金 | 第4月 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第1水 |
| 江平中町②（7番地、8番地） | 火・金 | 第4月 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第1木 |
| 江平西1丁目 | 火・金 | 第1月 | 水 | 第2・4水 | 第1・3水 | 第4水 |
| 江平西2丁目 | 月・木 | 第2水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第4金 |
| 江平東1丁目、2丁目 | 火・金 | 第4月 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第1木 |
| 江平東町①（1番地～5番地） | 火・金 | 第4月 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第1水 |
| 江平東町②（6番地～11番地） | 火・金 | 第4月 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第1木 |
| お 老松1丁目、2丁目 | 月・木 | 第1水 | 火 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第3火 |
| 大島町①（下北方通線より北側で、大島通線より西側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第1・3月 | 第2・4月 | 第1月 |
| 大島町②（下北方通線より北側で、大島通線より東側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第1・3月 | 第2・4月 | 第3月 |
| 大島町③（下北方通線より南側で、新別府川より西側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第3木 |
| 大島町④（下北方通線より南側で、新別府川より東側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第2・4木 | 第1・3木 | 第4木 |
| 大瀬町（上畑を除く） ※上畑は「広原」に含む | 火・金 | 第4水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第3木 |
| 大橋1丁目、2丁目 | 火・金 | 第1木 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第3水 |
| 大橋3丁目 | 火・金 | 第1木 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第1水 |
| 小戸町 | 月・木 | 第4火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第1金 |
| か 金崎 | 月・木 | 第4水 | 火 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第1火 |
| 上北方 | 火・金 | 第4水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第3木 |
| 上野町 | 月・木 | 第2火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第1金 |
| 川原町 | 月・木 | 第1水 | 火 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第1火 |
| き 祇園1丁目～4丁目 | 月・木 | 第2金 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第1水 |
| 北権現町①（北権現通りより北側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第3木 |
| 北権現町②（北権現通りより南側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第1木 |
| 北高松町 | 月・木 | 第2火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第1金 |
| 霧島1丁目～5丁目 | 火・金 | 第3月 | 木 | 第2・4木 | 第1・3木 | 第2木 |
| こ 権現町①（北権現通りより北側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第3木 |
| 権現町②（北権現通りより南側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第1木 |
| さ 桜町 ※旧「花ヶ島町桜町」の地域です | 火・金 | 第4水 | 月 | 第1・3月 | 第2・4月 | 第1月 |
| し 塩路①（島之内通りより北側及び、宮崎市フェニックス自然動物園北側の通りより北側） | 火・金 | 第4木 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| 塩路②（島之内通りより南側及び、宮崎市フェニックス自然動物園北側の通りより南側で、山崎通線を挟む東西区域） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| 潮見町 | 月・木 | 第3金 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第2火 |
| 島之内①（国道10号線より西側） | 火・金 | 第2木 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第2月 |
| 島之内②（JR日豊本線より東側で、大島通線より西側かつ島之内通りより南側） | 火・金 | 第4木 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| 島之内③（国道10号線より東側で、JR日豊本線より西側） | 火・金 | 第4木 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第2月 |
| 島之内④（大島通線より東側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| 島之内⑤（JR日豊本線より東側で、島之内通りより北側） | 火・金 | 第4木 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| 清水1丁目 | 火・金 | 第1月 | 水 | 第2・4水 | 第1・3水 | 第2水 |
| 清水2丁目、3丁目 | 火・金 | 第2月 | 水 | 第2・4水 | 第1・3水 | 第2水 |
| 下北方町①（県道宮崎高鍋線より西側） | 月・木 | 第1金 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第2火 |
| 下北方町②（県道宮崎高鍋線より東側で、国道10号線より西側） | 月・木 | 第2水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第2金 |
| 下北方町③（国道10号線より東側） | 月・木 | 第2水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第4金 |

| 収集区域（区域表示は通称を使用している場合があります） | | 燃やせるごみ | 燃やせないごみ・金属類 | プラスチック製容器包装 | ペットボトル空き缶・空きびん | 古紙・古布 | その他資源物（蛍光灯・乾電池など） |
|-----------------------------|---|-----------|-------------|-------------|----------------|-------|-------------------|
| し | 下原町①（大島通線より西側） | 月・木 | 第4火 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第3水 |
| | 下原町②（大島通線より東側） | 月・木 | 第4金 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第3水 |
| | 昭栄町 | 月・木 | 第1水 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第3金 |
| | 昭和町①（昭和通りより西側） | 月・木 | 第1水 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第4火 |
| | 昭和町②（昭和通りより東側） | 月・木 | 第1水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第2金 |
| | 浄土江町 | 月・木 | 第1水 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第4火 |
| | 新栄町 | 月・木 | 第1水 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第3金 |
| | 新城町 | 月・木 | 第4金 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第3水 |
| | 新別府町①（北権現通りより北側で、山崎通線より西側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第2・4木 | 第1・3木 | 第4木 |
| | 新別府町②（北権現通りより北側で、山崎通線より東側） | 火・金 | 第3水 | 月 | 第1・3月 | 第2・4月 | 第3月 |
| | 新別府町③（北権現通りより南側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第2・4木 | 第1・3木 | 第2木 |
| | 神宮1丁目、2丁目 | 火・金 | 第1月 | 水 | 第2・4水 | 第1・3水 | 第4水 |
| | 神宮町 | 月・木 | 第2水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第2金 |
| | 神宮西1丁目、2丁目 | 火・金 | 第3月 | 木 | 第2・4木 | 第1・3木 | 第4木 |
| | 神宮東1丁目～3丁目①（国道10号線より西側） | 月・木 | 第2水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第4金 |
| | 神宮東1丁目～3丁目②（国道10号線より東側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第1木 |
| | す | 末広1丁目、2丁目 | 月・木 | 第2火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 |
| せ | 瀬頭1丁目 | 月・木 | 第1水 | 火 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第1火 |
| | 瀬頭2丁目 | 月・木 | 第1水 | 火 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第3火 |
| | 瀬頭町 | 月・木 | 第3金 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第2火 |
| そ | 首師町 | 月・木 | 第1水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第2金 |
| た | 大王町 | 月・木 | 第3金 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第2火 |
| | 大工1丁目 | 月・木 | 第2火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第3金 |
| | 大工2丁目、3丁目 | 月・木 | 第1火 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第3水 |
| | 高洲町①（出来島コミュニティーセンター東側の通りより東側） | 月・木 | 第3火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第1金 |
| | 高洲町②（出来島コミュニティーセンター東側の通りより西側） | 月・木 | 第3金 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第2火 |
| | 高千穂通1丁目、2丁目 | 火・金 | 第4月 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第1水 |
| | 高松町 | 月・木 | 第2火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第1金 |
| | 田代町 | 月・木 | 第3火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第1金 |
| | 橋通西1丁目～3丁目の一部 橋通り（国道220号線）沿い | 月・木 | 第2火 | 木 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第1火 |
| | 橋通西1丁目～3丁目の一部（上記を除く） | 月・木 | 第2火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第1金 |
| | 橋通西4丁目、5丁目 | 火・金 | 第1月 | 水 | 第2・4水 | 第1・3水 | 第2水 |
| | 橋通東1丁目～3丁目の一部 橋通り（国道220号線）沿い | 月・木 | 第2火 | 木 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第1火 |
| | 橋通東1丁目～3丁目の一部（上記を除く） | 月・木 | 第1水 | 火 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第1火 |
| | 橋通東4丁目、5丁目 | 火・金 | 第4月 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第1水 |
| ち | 千草町 | 月・木 | 第2火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第1金 |
| | 中央通 | 月・木 | 第2火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第1金 |
| つ | 堤内 | 月・木 | 第4水 | 火 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第1火 |
| | 鶴島1丁目～3丁目 | 月・木 | 第1火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第3金 |
| て | 出来島町 | 月・木 | 第3金 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第2火 |
| な | 中津瀬町 | 火・金 | 第2月 | 水 | 第2・4水 | 第1・3水 | 第2水 |
| | 中西町 | 月・木 | 第3火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第1金 |
| | 波島1丁目、2丁目 | 火・金 | 第3水 | 木 | 第2・4木 | 第1・3木 | 第4木 |
| に | 新名爪①（旧国道10号線より東側で、JR日豊本線より西側かつ市道新名爪塩路線より南側） | 火・金 | 第3木 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第2月 |
| | 新名爪②（旧国道10号線より西側） | 火・金 | 第2水 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| | 新名爪③（国道10号線より東側で、JR日豊本線より西側かつ市道新名爪塩路線より北側） | 火・金 | 第4木 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第2月 |
| | 新名爪④（JR日豊本線より東側で、市道新名爪塩路線より南側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| | 新名爪⑤（JR日豊本線より東側で、大島通線より西側かつ市道新名爪塩路線より北側） | 火・金 | 第4木 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| | 新名爪⑥（大島通線より東側で、市道新名爪塩路線より北側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| | 西池町 | 火・金 | 第2月 | 水 | 第2・4水 | 第1・3水 | 第2水 |
| | 錦町 | 火・金 | 第4月 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第1水 |
| | 錦本町 | 火・金 | 第4月 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第1水 |
| | 西高松町 | 月・木 | 第2火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第3金 |
| は | 花ヶ島町①（旧国道10号線より西側） | 月・木 | 第2水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第4金 |
| | 花ヶ島町②（下北方通線より北側で、JR日豊本線より東側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第1・3月 | 第2・4月 | 第1月 |
| | 花ヶ島町③（下北方通線より南側で、JR日豊本線より東側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第3木 |
| | 花ヶ島町④（JR日豊本線より西側で、新別府川より南側かつ旧国道10号線より東側） | 火・金 | 第4水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第1木 |
| | 花ヶ島町⑤（新別府川より北側で、旧国道10号線より東側） | 火・金 | 第3木 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第2月 |

| 収集区域（区域表示は通称を使用している場合があります） | | 燃やせるごみ | 燃やせないごみ・金属類 | プラスチック製容器包装 | ペットボトル 空き缶・ 空きびん | 古紙・古布 | その他資源物 (蛍光灯・乾電池 など) |
|-----------------------------|---|--------|-------------|-------------|------------------------|-------|---------------------------|
| は | 花殿町 | 火・金 | 第2月 | 水 | 第2・4水 | 第1・3水 | 第4水 |
| | 原町 | 火・金 | 第1月 | 水 | 第2・4水 | 第1・3水 | 第4水 |
| ひ | 稗原町 | 月・木 | 第1水 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第3金 |
| | 東大宮1丁目～4丁目 | 火・金 | 第4水 | 月 | 第1・3月 | 第2・4月 | 第1月 |
| | 日ノ出町 | 月・木 | 第4火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第3金 |
| | 広島1丁目、2丁目 | 月・木 | 第1水 | 火 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第3火 |
| | 広原 ※瓜生野、大瀬町の一部（畑、上畑、下畑）も含む | 火・金 | 第2木 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第2月 |
| ふ | 船塚1丁目～3丁目 | 火・金 | 第2月 | 木 | 第2・4木 | 第1・3木 | 第4木 |
| へ | 平和が丘東、西、北町 | 月・木 | 第2金 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第4火 |
| | 別府町 | 月・木 | 第1水 | 火 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第3火 |
| ほ | 芳士①（旧国道10号線より西側） | 火・金 | 第2水 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| | 芳士②（大島通線より東側で、村角山崎線より南側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第1・3月 | 第2・4月 | 第3月 |
| | 芳士③（旧国道10号線より東側で、JR日豊本線より西側） | 火・金 | 第3木 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第2月 |
| | 芳士④（JR日豊本線より東側で、村角山崎線より北側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| | 芳士⑤（JR日豊本線より東側で、 村角山崎線より南側かつ大島通線より西側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第1・3月 | 第2・4月 | 第1月 |
| | 堀川町 | 月・木 | 第1水 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第4火 |
| ま | 前原町 | 月・木 | 第3金 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第2火 |
| | 松橋1丁目、2丁目 | 月・木 | 第2火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第3金 |
| | 松山1丁目、2丁目 | 月・木 | 第1水 | 火 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第1火 |
| | 丸島町 | 火・金 | 第4月 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第1水 |
| | 丸山1丁目、2丁目 | 火・金 | 第1月 | 水 | 第2・4水 | 第1・3水 | 第4水 |
| み | 南方町 | 火・金 | 第2水 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| | 南高松町 | 月・木 | 第2火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第1金 |
| | 南花ヶ島町①（国道10号線より西側） | 月・木 | 第2水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第2金 |
| | 南花ヶ島町②（国道10号線より東側で、旧国道10号線より西側） | 月・木 | 第2水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第4金 |
| | 南花ヶ島町③（旧国道10号線より東側で、下北方通線より南側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第1木 |
| | 南花ヶ島町④（旧国道10号線より東側で、下北方通線より北側） | 火・金 | 第4水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第1木 |
| | 宮崎駅東1丁目①（文化の森通りより北側） | 月・木 | 第4金 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第4火 |
| | 宮崎駅東1丁目②（文化の森通りより南側） | 月・木 | 第1水 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第4火 |
| | 宮崎駅東2丁目、3丁目 | 月・木 | 第4金 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第4火 |
| | 宮田町 | 月・木 | 第1水 | 火 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第3火 |
| | 宮脇町 | 月・木 | 第1水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第4金 |
| む | 村角町①（JR日豊本線より西側） | 火・金 | 第3木 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第2月 |
| | 村角町②（JR日豊本線より東側で、村角山崎線より北側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第2・4月 | 第1・3月 | 第4月 |
| | 村角町③（JR日豊本線より東側で、 村角山崎線より南側かつ大島通線より西側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第1・3月 | 第2・4月 | 第1月 |
| | 村角町④（村角山崎線より南側で、大島通線より東側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第1・3月 | 第2・4月 | 第3月 |
| も | 元宮町 | 月・木 | 第2火 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第1金 |
| や | 柳丸町①（大島通線より西側） | 月・木 | 第4火 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第3水 |
| | 柳丸町②（大島通線より東側） | 月・木 | 第4金 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第3水 |
| | 矢の先町 | 月・木 | 第1金 | 火 | 第2・4火 | 第1・3火 | 第2火 |
| | 山崎町①（下北方通線より北側） | 火・金 | 第4水 | 月 | 第1・3月 | 第2・4月 | 第3月 |
| | 山崎町②（下北方通線より南側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第2・4木 | 第1・3木 | 第4木 |
| | 大和町 | 月・木 | 第1水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第4金 |
| よ | 吉野 | 月・木 | 第4水 | 火 | 第1・3火 | 第2・4火 | 第1火 |
| | 吉村町①（北権現通りより北側で、新別府川より東側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第2・4木 | 第1・3木 | 第4木 |
| | 吉村町②（北権現通りより北側で、新別府川より西側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第3木 |
| | 吉村町③（権現通りより北側で、 北権現通りより南側かつ新別府川より西側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第1・3木 | 第2・4木 | 第1木 |
| | 吉村町④（新別府川より北側で、北権現通りより南側） | 火・金 | 第3水 | 木 | 第2・4木 | 第1・3木 | 第2木 |
| | 吉村町⑤（一ツ葉通りより北側で、 権現通りより南側かつ新別府川より西側） | 月・木 | 第4金 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第3水 |
| | 吉村町⑥（八幡神社と大町バス停を結ぶ道路より北側で、 吉村中通りより西側かつ一ツ葉通りより南側） | 月・木 | 第1水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第4金 |
| | 吉村町⑦（吉村中通りより東側で、 新別府川より南側かつ一ツ葉通りより南側） | 月・木 | 第1水 | 金 | 第1・3金 | 第2・4金 | 第3金 |
| | 吉村町⑧（吉村中通りより西側で、 八幡神社と大町バス停とを結ぶ道路より南側） | 月・木 | 第1水 | 金 | 第2・4金 | 第1・3金 | 第2金 |
| わ | 和知川原1丁目、2丁目 | 火・金 | 第1木 | 水 | 第2・4水 | 第1・3水 | 第2水 |
| | 和知川原3丁目 | 火・金 | 第1木 | 水 | 第1・3水 | 第2・4水 | 第1水 |

ごみ・資源物の分別と出し方

指定袋の購入については環境業務課にお問い合わせください。

燃やせるごみ(指定袋)

・大袋に入らない場合は、1m未満に折りたたむなどして、指定ごみ袋が確認できるように、1品につき**大袋1枚**を貼り付けてください。

プラスチック製品



バケツ・洗面器 など

生ごみ類



(水をしっかり切る)

紙くず類



(資源化できないもの)

剪定枝(木)・落ち葉



(長さ1m未満で太さ12cm以下のもの)

ゴム類



長靴 など

皮革製品(衣類を除く)



靴 など

その他



ふとん・まくら など

◆長さが1m以上のもの
→「粗大ごみ」へ

燃やせないごみ(指定袋)

ガラス・陶磁器・刃物類



厚手の紙などに包み「危険」と表示してください

電化製品

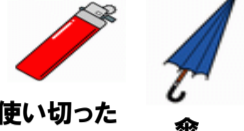


扇風機



炊飯器 など

その他



使い切ったライター

傘

(プラスチックやビニールと金属の複合素材)

◆大きさが1m以上のもの
→「粗大ごみ」へ
※傘を除く

金属類(透明又は中身が確認できる半透明無色の袋)

鉄板厚5mm以下で**大部分が金属のもの**

◆金属以外の部分が多いもの→「燃やせないごみ」へ



フライパン ストープ 電子レンジ ガスコンロ
(灯油は抜いてください) (電池は抜いてください)

プラスチック製容器包装(透明又は中身が確認できる半透明無色の袋)

◆(洗って)きれいなもの
※汚れたもの
→「燃やせるごみ」へ

◆二重袋にしない



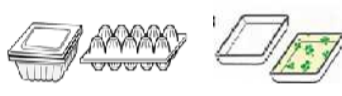
このマークが目印です

ボトル類



シャンプー・洗剤容器など

カップ・トレイ・パック類



納豆パック・卵パック・食品トレイ

その他



発泡スチロール エアキャップなどの緩衝材

ペットボトル(透明又は中身が確認できる半透明無色の袋)



このマークが目印です



※ふたは取り、ラベルはできるだけはがしてください
はずしたふた・ラベルは「プラスチック製容器包装」へ
紙製ラベルは「燃やせるごみ」へ

空き缶・空きびん(透明又は中身が確認できる半透明無色の袋)

・中身を出して、きれいに洗ってください。
・缶とびんは同じ袋に入れて出してください。

缶類



缶詰めの缶



ジュースなどの飲料缶



菓子缶

びん類



一升びん など

金属製のふたは取って、「空き缶・空きびん」と同じ袋へ

◆汚れた缶・びん、さびた缶、塗料缶→「燃やせないごみ」へ

古紙類・古布類(透明又は中身が確認できる半透明無色の袋)

・雨の日は濡れないように、束ねた状態で透明又は半透明無色の袋に入れて出してください。

新聞紙



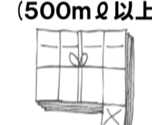
(品目ごとにまとめて、ひもでしばって出してください)

◆汚れた紙、濡れた紙、内側がアルミ貼りの紙パック、カーボン紙、写真など→「燃やせるごみ」へ

ダンボール

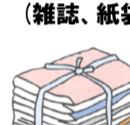


紙パック類



(500ml以上)

その他の紙類



(雑誌、紙袋など)

古布類



衣類・肌着・タオル・シーツ・毛布など

◆汚れた布、じゅうたん、布団など→「燃やせるごみ」へ

その他資源物(透明又は中身が確認できる半透明無色の袋)

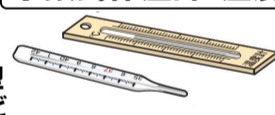
蛍光管



・直管型、
・ボール型、
・コンパクト型など

◆割れたもの→「燃やせないごみ」へ

水銀式体温計・温度計



◆デジタル式体温計→「拠点回収(使用済小型家電)」へ

破碎困難物



◆長さ1m以上や重量が10kg以上のもの→「粗大ごみ」へ

乾電池



◆充電式・ボタン型電池→電器店等へ引き取りを依頼してください

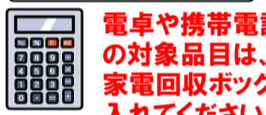
拠点回収(回収ボックスに入れてください)

家庭用廃食用油



家庭用廃食用油を容器に入れて、環境業務課に持参するか、家庭用廃食用油ボックスに入れてください。

使用済小型家電



◆電池等は取り外してください

※詳しくは「保存版 家庭ごみ・資源物の出し方」をご覧ください。

◆ごみの分別に関するお問い合わせは、
宮崎市コールセンター(Tel 25-2111)まで

※ご自宅の収集日程を記入してご利用ください

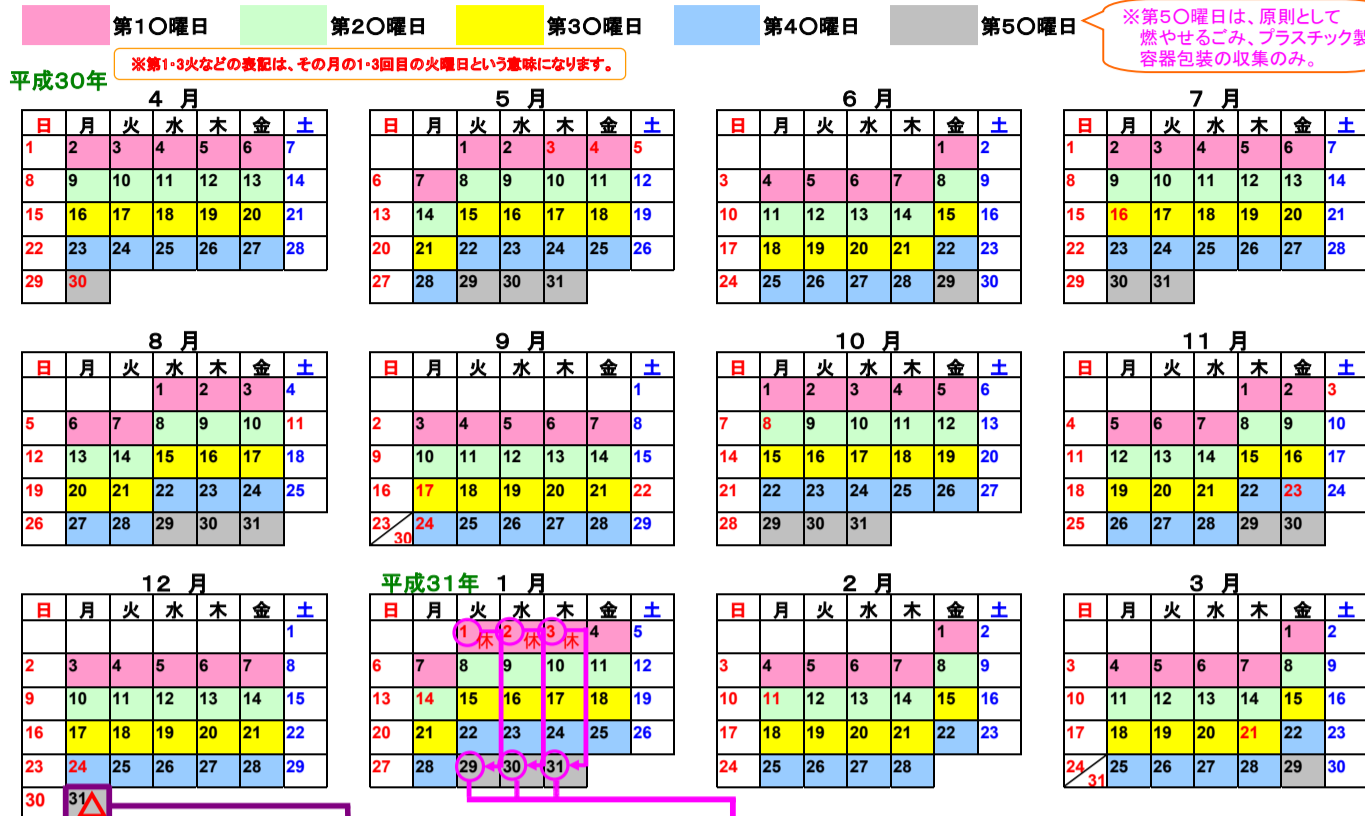
環境業務課 Tel 21-1762 (宮崎市の市外局番は0985)

| 燃やせるごみ | 毎週 | 曜日 | 指定袋(赤) | |
|-------------|--|----|---------|--|
| 燃やせないごみ | 毎月第〔 〕の | 曜日 | 指定袋(青) | |
| 金属類 | | | 透明・半透明袋 | 「燃やせないごみ」と同じ収集日です。 |
| プラスチック製容器包装 | 毎週 | 曜日 | 透明・半透明袋 | 「プラスチック製容器包装」だけを入れてください。 |
| ペットボトル | 毎月第〔 〕・〔 〕の | 曜日 | 透明・半透明袋 | ふたは取り、ラベルはできるだけはがして「ペットボトル」だけを入れてください。 |
| 空き缶・空きびん | | | 透明・半透明袋 | 「空き缶」と「空きびん」は同じ袋に入れてください。 |
| 古紙 | 毎月第〔 〕・〔 〕の | 曜日 | 種類ごとに縛る | 雨の日のみ束ねた状態で透明・半透明の袋に入れてください。 |
| 古布 | | | 透明・半透明袋 | 付箋 |
| 蛍光管 | | | 透明・半透明袋 | 割れないように購入時の箱などに入れるか、新聞紙等で包んでください。 |
| 水銀式体温計・温度計 | 毎月第〔 〕の | 曜日 | 透明・半透明袋 | |
| 破碎困難物 | | | 透明・半透明袋 | |
| 乾電池 | | | 透明・半透明袋 | できるだけまとめて出してください。 |
| 家庭用廃食用油 | 環境業務課窓口を持参するか、地域センター、市立公民館などに設置している「家庭用廃食用油回収ボックス」に入れてください。回収ボックスの設置場所など詳細につきましては、環境業務課にお問い合わせいただくか、宮崎市ホームページをご覧ください。 | | | |
| 使用済小型家電品 | 市役所、地域センター、市立公民館などに設置している「使用済小型家電回収ボックス」に入れてください。対象品目、回収ボックスの設置場所など詳細につきましては、環境業務課にお問い合わせいただくか、宮崎市ホームページをご覧ください。 | | | |
| 粗大ごみ | 宮崎市コールセンター(Tel 25-2111)に事前に電話で申し込んでください。(有料・事前申し込み制) ※即日収集はできません。収集までに日数がかかりますので、早めにお申し込みください。 | | | |
| 引っ越しごみ | 引っ越しや大掃除で出た多量のごみは、一度に出すと通常収集に支障をきたすため、分けて出すかエコクリーンプラザみやざきに直接搬入(有料)するか、市の許可業者に収集を依頼(有料)してください。許可業者については、廃棄物対策課(Tel 21-1763)にお問い合わせください。 | | | |

平成30年度 収集日カレンダー

⚠ 年末年始以外は、祝日も通常どおり収集します。(燃やせるごみ、燃やせないごみ、全ての資源物) ⚠

下記のカレンダーで第1〇曜日～第5〇曜日を色分けしていますので、該当する地区の収集日に印を付けるなどして活用してください。



年末年始のごみの収集

年末は、12月28日(金)まで、年始は1月4日から通常どおり収集します。ただし、**12月31日(月)**は、一部の地区で下表のとおり収集します。なお、エコクリーンプラザみやざきへのごみの直接搬入は12/31(月)午後5時までです。

<1月のみ収集日が変わる地区>

1月1日(火)から1月3日(木)は収集がお休みになりますので、一部の地区で「燃やせないごみ」や「資源物」の収集日が次のとおり変更になります。

| 種類 | 変更前 | 変更後 |
|---|---------------------|---------------------|
| ○ペットボトル ○空き缶・空きびん ○古紙・古布 | 第1・3火曜地区 (1/1、1/15) | 第3・5火曜日 (1/15、1/29) |
| | 第1・3水曜地区 (1/2、1/16) | 第3・5水曜日 (1/16、1/30) |
| | 第1・3木曜地区 (1/3、1/17) | 第3・5木曜日 (1/17、1/31) |
| ○燃やせないごみ ○金属類 ○その他資源物 (蛍光灯、破砕困難物、乾電池 など) | 第1火曜地区 (1/1) | 第5火曜日 (1/29) |
| | 第1水曜地区 (1/2) | 第5水曜日 (1/30) |
| | 第1木曜地区 (1/3) | 第5木曜日 (1/31) |

| 年末年始の収集 | 12/31 (月) | 1/1(火) ~ 1/3(木) |
|---|-----------|-----------------|
| 燃やせるごみ | 月木地区のみ収集 | お休み |
| プラスチック製容器包装 | 月曜地区のみ収集 | お休み |
| 燃やせないごみ・資源物 (ペットボトル・空き缶・空きびん・古紙・古布・金属類・蛍光灯・破砕困難物・乾電池・その他資源物) | お休み | お休み |

収集地区が分からない場合は、宮崎市コールセンター(TEL 25-2111)にお問い合わせください。(宮崎市の市外局番は0985です)

収集日が複数に分かれる主な地区

◆地図の見方
(例)「島之内」の地図の中の①の地区 ⇒ 「島之内①」となりますので、「島之内①」の収集日をご覧ください。

